

第4 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業

1 許可の種類

(1) 許可の種類

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分を業として行おうとする者は、業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事（政令市は市長）の許可を受けなければなりません。（法第14条第1項、第6項、第14条の4第1項、第6項）

※ 収集運搬及び処分の両方を行おうとする場合は、それぞれの許可が必要です。

図表 52 許可の種類

事業内容	許可の種類
産業廃棄物の収集運搬	産業廃棄物収集運搬業
産業廃棄物の処分	産業廃棄物処分業
特別管理産業廃棄物の収集運搬	特別管理産業廃棄物収集運搬業
特別管理産業廃棄物の処分	特別管理産業廃棄物処分業

収集運搬を行う場合には、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の排出場所及び運搬先を管轄する都道府県知事（政令市は市長）の両方の許可が必要です。（図表 53 参照）

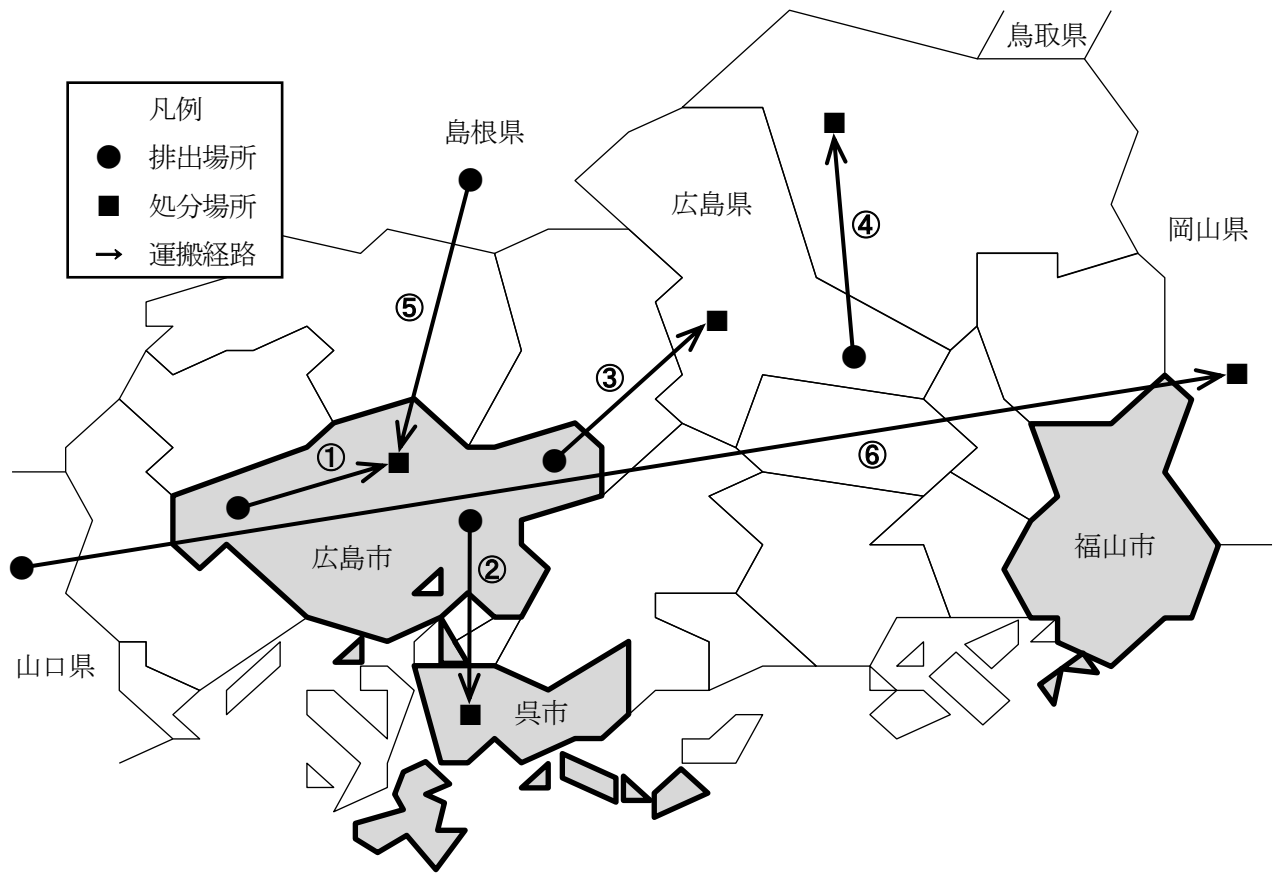
なお、原則として、一の政令市を越えて収集運搬を行う場合の許可は都道府県知事が行うこととされているため、政令市長の許可が必要となるのは、①一の政令市のみで収集運搬を行う場合、②政令市域内で積替え保管を行う場合です。

また、処分を行う場合には、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分場所を管轄する都道府県知事（政令市は市長）の許可が必要です。

図表 53 収集運搬業の許可の有効範囲

		政令市の許可状況		
		許可有		許可無
		積替え保管有	積替え保管無	
県の許可状況	許可有	政令市域を除く県域（県許可） 政令市域（政令市許可）	※原則、該当なし	県内全域（県許可）
	許可無	政令市域のみ（政令市許可）	政令市域のみ（政令市許可）	

図表 54 収集運搬業の許可が必要な県・市（例）



番号	排出場所	処分場所	収集運搬の形態	許可が必要な県・政令市
①	広島市	広島市	—	広島市
②	広島市	呉市	広島市及び呉市に積替施設を有しない場合	広島県
			広島市に積替施設を有し、呉市に積替施設を有しない場合	広島県、広島市
			呉市に積替施設を有し、広島市に積替施設を有しない場合	広島県、呉市
			広島市及び呉市に積替施設を有する場合	広島市、呉市
③	広島市	広島県	広島市に積替施設を有しない場合	広島県
			広島市に積替施設を有する場合	広島県、広島市
④	広島県	広島県	—	広島県
⑤	島根県	広島市	広島市に積替施設を有しない場合	島根県、広島県
			広島市に積替施設を有する場合	島根県、広島市
⑥	山口県	岡山県	—	山口県、岡山県

※広島県内の政令市・・・広島市、呉市、福山市

(2) 許可を要しない者

図表 55 及び 56 に該当する者は、許可を受ける必要はありません。

図表 55 処理業の許可を要しない者

1 産業廃棄物処理業の許可を要しない者（法第 14 条第 1 項、第 6 項、施行規則第 9 条、第 10 条の 3 等）

- ① 自らその産業廃棄物を運搬又は処分する事業者
- ② 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集運搬又は処分を業として行う者
- ③ 海洋汚染防止法の規定により国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う者又は届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者若しくは漁港管理者
- ④ 再生利用されることが確実であると都道府県知事（政令市は市長）が認めた産業廃棄物のみの収集運搬又は処分を業として行う者であって、都道府県知事（政令市は市長）の指定を受けた者
- ⑤ 広域的に収集運搬又は処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に収集運搬又は処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（営利を目的とせず業として行う場合に限る。）
- ⑥ 国（産業廃棄物の収集運搬又は処分をその業務として行う場合に限る。）
- ⑦ 広域臨海環境整備センター法に基づいて設立された広域臨海環境整備センター
- ⑧ 日本下水道事業団
- ⑨ 産業廃棄物の輸入に係る運搬を行う者（自ら相手国から日本までの運搬を行う場合に限る。）
- ⑩ 産業廃棄物の輸出に係る運搬を行う者（自ら日本から相手国までの運搬を行う場合に限る。）
- ⑪ 動物系固形不要物（食料品製造業において原料として使用した牛の脊柱に限る。）のみの収集運搬を業として行う者
- ⑫ と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物のみの収集運搬を業として行う者
- ⑬ 動物の死体（牛に限る。）のみの収集運搬又は処分（化製場に限る。）を行う者
- ⑭ 環境大臣又は都道府県知事（政令市は市長）が自ら生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずる場合において、環境大臣又は都道府県知事（政令市は市長）の委託を受けて当該委託に係る産業廃棄物のみの収集運搬又は処分を行う者
- ⑮ 災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために環境大臣又は都道府県知事（政令市は市長）が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は都道府県知事（政令市は市長）が定める期間に産業廃棄物を適正に収集運搬、処分又は再生する能力がある者として環境大臣又は都道府県知事（政令市は市長）が指定する者
- ⑯ 産業廃棄物の再生利用に係る特例として環境大臣の認定を受けた者（法第 15 条の 4 の 2）
- ⑰ 産業廃棄物の広域的処理に係る特例として環境大臣の認定を受けた者（法第 15 条の 4 の 3）
- ⑱ 産業廃棄物の無害化処理に係る特例として環境大臣の認定を受けた者（法第 15 条の 4 の 4）
- ⑲ 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例として都道府県知事（政令市は市長）の認定を受けた者（法第 12 条の 7）

2 特別管理産業廃棄物処理業の許可を要しない者（法第 14 条の 4 第 1 項、第 6 項、施行規則第 10 条の 11、第 10 条の 15 等）

- ① 自らその特別管理産業廃棄物を運搬又は処分する事業者

- ② 海洋汚染防止法の規定により国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う者又は届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者若しくは漁港管理者
- ③ 国（特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分をその業務として行う場合に限る。）
- ④ 特別管理産業廃棄物の輸入に係る運搬を行う者（自ら相手国から日本までの運搬を行う場合に限る。）
- ⑤ 特別管理産業廃棄物の輸出に係る運搬を行う者（自ら日本から相手国までの運搬を行う場合に限る。）
- ⑥ 環境大臣又は都道府県知事（政令市は市長）が自ら生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずる場合において、環境大臣又は都道府県知事（政令市は市長）の委託を受けて当該委託に係る特別管理産業廃棄物のみの収集運搬又は処分を行う者
- ⑦ 災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために環境大臣又は都道府県知事（政令市は市長）が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は都道府県知事（政令市は市長）が定める期間に特別管理産業廃棄物を適正に収集運搬、処分又は再生する能力がある者として環境大臣又は都道府県知事（政令市は市長）が指定する者
- ⑧ 産業廃棄物の広域的処理に係る特例として環境大臣の認定を受けた者（法第15条の4の3）
- ⑨ 産業廃棄物の無害化処理に係る特例として環境大臣の認定を受けた者（法第15条の4の4）
- ⑩ 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例として都道府県知事（政令市は市長）の認定を受けた者（法第12条の7）

図表 56 他法令に基づく特例（処理業の許可を要しない者）

1 家電リサイクル法第49条に基づく特例

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の規定に基づき、特定家庭用機器廃棄物（エアコン、テレビ、冷蔵庫（冷凍庫を含む。）、洗濯機（衣類乾燥機を含む。）の4品目が廃棄物となったものをいう。）を扱う次に掲げる者は、産業廃棄物処理業の許可を受ける必要はありません。

- ① 特定家庭用機器廃棄物の収集運搬を業として行う小売業者又は指定法人等
- ② 特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要となる行為を業として行う製造業者又は指定法人等

2 小型家電リサイクル法第13条に基づく特例

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）の規定に基づき、使用済小型電子機器等（小型電子機器等のうち、その使用を終了したものをいう。）を扱う次に掲げる者は、産業廃棄物処理業の許可を受ける必要はありません。

- ① 使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を業として行う認定事業者
- ② 認定事業者の委託を受けて使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を業として行う者

3 自動車リサイクル法第122条に基づく特例

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）の規定に基づき、使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化物品（自動車破砕残さ等）を扱う次に掲げる者は、産業廃棄物処理業の許可を受ける必要はありません。

- ① 使用済自動車の収集運搬を業として行う引取業者又はフロン類回収業者
- ② 使用済自動車又は解体自動車の再資源化に必要な行為を業として行う解体業者
- ③ 解体自動車の再資源化に必要な行為を業として行う破砕業者
- ④ 特定再資源化物品の再資源化に必要な行為を業として行う自動車製造業者等
- ⑤ 解体自動車又は特定再資源化物品の再資源化に必要な行為を業として行う指定再資源化機関等

(3) 許可の有効期間

許可の有効期間は5年間です。 ※ 優良認定を受けた者は7年間となります。（P69 参照）

なお、期限到来後も引き続き業を行う場合は、期限までに更新許可申請を行い、許可を受ける必要があります。

2 許可の基準等

(1) 施設に係る基準

許可を受けるときは、その事業を的確に、かつ、継続して行うに足るものとして環境省令で定める基準に適合する施設を有する必要があります。

施設に係る基準については、図表 57 及び 58 のとおりです。

図表 57 産業廃棄物処理業の施設に係る基準（施行規則第 10 条、第 10 条の 5）

1 産業廃棄物収集運搬業

- (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- (2) 積替施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

2 産業廃棄物処分業（中間処理）

- (1) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の種類別に必要な処理施設

産業廃棄物の種類	必要な処理施設
① 汚泥	脱水施設、乾燥施設、焼却施設その他の処理施設
② 廃油	油水分離施設、焼却施設その他の処理施設
③ 廃酸又は廃アルカリ	中和施設その他の処理施設
④ 廃プラスチック類	破碎施設、切断施設、熔融施設、焼却施設その他の処理施設
⑤ ゴムくず	破碎施設、切断施設、焼却施設その他の処理施設
⑥ その他の産業廃棄物	産業廃棄物の種類に応じ、その処分に適する処理施設

- (2) 保管施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

3 産業廃棄物処分業（最終処分）

- (1) 埋立処分を行う場合には、産業廃棄物の種類に応じ、その処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。
- (2) 海洋投入処分を行う場合には、処分に適する自動航行記録装置を装備した運搬船を有すること。

図表 58 特別管理産業廃棄物処理業の施設に係る基準（施行規則第 10 条の 13、第 10 条の 17）

1 特別管理産業廃棄物収集運搬業

- (1) 特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- (2) 積替施設を有する場合には、特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じ、かつ、他の物が混入するおそれのないように仕切り等が設けられた施設であること。
- (3) 廃油、廃酸又は廃アルカリについては、性状に応じて腐食を防止するための措置を講ずるなど、その運搬に適する運搬施設を有すること。
- (4) 感染性産業廃棄物については、その運搬に適する保冷車その他の運搬施設を有すること。
- (5) 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物については、応急措置設備等及び連絡設備等が備え付けられた運搬施設を有すること。
- (6) その他の特別管理産業廃棄物については、特別管理産業廃棄物の種類に応じ、その収集運搬に適する運搬施設を有すること。

2 特別管理産業廃棄物処分業（中間処理）

- (1) 特別管理産業廃棄物の種類別に必要な処理施設

特別管理産業廃棄物の種類	必要な処理施設
① 廃油	火災の発生を防止するために必要な措置が講じられた焼却施設、油水分離施設その他の処理施設であって、消火器その他の消火設備及び性状分析設備を備えておくこと。
② 廃酸又は廃アルカリ	腐食を防止するために必要な措置が講じられた中和施設その他の処理施設であって、性状分析設備を備えておくこと。
③ シアン化合物を含む廃酸又は廃アルカリ	分解施設その他の処理施設であって、性状分析設備を備えておくこと。
④ 感染性産業廃棄物	焼却施設その他の処理施設であって、感染性産業廃棄物を衛生的に投入することができる設備その他の附帯設備を備えておくこと。
⑤ 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物	焼却施設、分解施設、洗浄施設、分離施設その他の処理施設であって、性状分析設備を備えておくこと。
⑥ 廃水銀等	硫化施設その他の処理施設であって、性状分析設備を備えておくこと。
⑦ 廃石綿等	熔融施設その他の処理施設
⑧ 水銀若しくはその化合物を含む汚泥等	コンクリート固型化施設、ばい焼施設その他の処理施設であって、性状分析設備を備えておくこと。
⑨ シアン化合物を含む汚泥等	コンクリート固型化施設、分解施設その他の処理施設であって、性状分析設備を備えておくこと。
⑩ 汚泥	
⑪ その他の特別管理産業廃棄物	特別管理産業廃棄物の種類に応じ、その処分に適する処理施設であって、必要な附帯設備を備えておくこと。

- (2) 保管施設を有する場合には、特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じ、かつ、他の物が混入するおそれのないように仕切り等が設けられた施設であること。

3 特別管理産業廃棄物処分業（最終処分）

- (1) 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、その埋立処分に適する最終処分場であって、受け入れる特別管理産業廃棄物の量及び性状を管理できる附帯設備を備えたもの並びにブルドーザーその他の施設を有すること。
- (2) 最終処分場の周縁の地下水（水面埋立処分を行う最終処分場においては、その周辺の水域の水）について、定期的に水質検査を行うための採水ができる設備を有すること。

(2) 申請者の能力に係る基準

申請者は、その事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合する能力を有する必要があります。

申請者の能力に係る基準については、図表 59 のとおりです。

図表 59 申請者の能力に係る基準（施行規則第 10 条、第 10 条の 5、第 10 条の 13、第 10 条の 17）

1 知識及び技能				
その事業を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。				
※ 広島市では、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）が実施する次の講習会を修了していることを許可の要件としています。				
(1) 講習会の種類				
① 収集運搬業				
	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物	
講習会の種類	新規	更新・変更	新規	更新・変更
産業廃棄物処理業に関する 新規 許可講習会（収集・運搬課程）→ 有効期間 5 年間	○	○		
特別管理産業廃棄物処理業に関する 新規 許可講習会（収集・運搬課程）→ 有効期間 5 年間	○	○	○	○
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業に関する 更新 許可講習会（収集・運搬課程）→ 有効期間 2 年間		○		○
② 処分業				
	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物	
講習会の種類	新規	更新・変更	新規	更新・変更
産業廃棄物処理業に関する 新規 許可講習会（処分課程）→ 有効期間 5 年間	○	○		
特別管理産業廃棄物処理業に関する 新規 許可講習会（処分課程）→ 有効期間 5 年間	○	○	○	○
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業に関する 更新 許可講習会（処分課程）→ 有効期間 2 年間		○		○
(2) 受講すべき者				
原則として、法人の場合は役員、個人の場合は本人が受講すること。				
(3) 講習会の実施機関				
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）				
〒102-0084 東京都千代田区二番町 3 番地 麹町スクエア 7 階				
TEL 03-5275-7115 FAX 03-5275-7116 URL https://www.jwnet.or.jp/index.html				
(4) 講習会の実施協力機関（広島県）				
一般社団法人広島県資源循環協会				
〒730-0052 広島市中区千田町三丁目 7 番 47 号 広島県情報プラザ 4 階				
TEL 082-247-8499 FAX 082-247-9719 URL http://www.hshigen.or.jp				
2 経理的基礎				
その事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。				

(3) 欠格要件

申請者が、図表 60 に示す事項のいずれかに該当する場合、許可を受けることができません。（法第 14 条第 5 項第 2 号、第 10 項第 2 号、第 14 条の 4 第 5 項第 2 号、第 10 項第 2 号）

また、許可を受けた者が欠格要件に該当するに至ったときは、許可が取り消されます。（法第 14 条の 3 の 2、第 14 条の 6）

なお、欠格要件に該当するに至ったときは、2 週間以内に、都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。（P68 参照）

図表 60 欠格要件（法第 14 条、第 14 条の 4）

- | |
|---|
| <p>① 心身の故障により、その業務を適切に行うことができない者として環境省令で定める者</p> <p>※ 「環境省令で定める者」とは、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者をいいます。</p> <p>② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、この図表において「法」という。）、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条（傷害）、第 206 条（現場助勢）、第 208 条（暴行）、第 208 条の 2（凶器準備集合及び結集）、第 222 条（脅迫）若しくは第 247 条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>※ 「生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの」とは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法をいいます。</p> <p>⑤ 法第 7 条の 4 第 1 項（第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 2 項若しくは第 14 条の 3 の 2 第 1 項（第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 2 項（これらの規定を第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（法第 7 条の 4 第 1 項第 3 号又は第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号（第 14 条の 6 において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消の処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で当該取消の日から 5 年を経過しないものを含む。）</p> <p>⑥ 法第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2（第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定による許可の取消の処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第</p> |
|---|

7条の2第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

- ⑦ ⑥に規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、⑥の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

※ 「政令で定める使用人」とは、申請者の使用人であって、次に掲げるものの代表者をいいます。

- (1) 本店又は支店（商人以外の者においては、主たる事務所又は従たる事務所）
 - (2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
- ⑧ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ⑩ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が①から⑨までのいずれかに該当するもの
- ⑪ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに①から⑨までのいずれかに該当する者のあるもの
- ⑫ 個人で政令で定める使用人のうちに①から⑨までのいずれかに該当する者のあるもの
- ⑬ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 変更許可及び更新許可

(1) 変更許可

産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者が「事業の範囲」を変更しようとするときは、都道府県知事（政令市は市長）の許可を受けなければなりません。（法第 14 条の 2 第 1 項、第 14 条の 5 第 1 項）

なお、変更許可を受けることなく、「事業の範囲」以外のことを行った場合は、無許可変更として罰則の対象となります。（法第 25 条第 3 号）

「事業の範囲」の変更例は、以下のとおりです。

- ① 産業廃棄物の積替え保管を新たに行う場合
収集運搬業 + 積替え保管（追加）
- ② 許可を受けた産業廃棄物以外の産業廃棄物を新たに取り扱う場合
がれき類 + 燃え殻（追加）
廃酸、廃アルカリ + 廃油（追加） など
- ③ 許可を受けた処分方法以外の処分を新たに行う場合
【廃油】 油水分離 + 焼却（追加）
【廃プラスチック類】 焼却 + 破碎（追加） など

(2) 更新許可

産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者がその事業を継続しようとするときは、許可の有効期限までに更新許可申請を行い、都道府県知事（政令市は市長）の許可を受ける必要があります。

なお、更新許可を受けなければ、許可の有効期限を過ぎると効力を失うため、改めて新規許可申請を行わなければなりません。（法第 14 条第 2 項、第 7 項、第 14 条の 4 第 2 項、第 7 項）

4 届出

(1) 廃止届及び変更届

産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者は、事業の全部若しくは一部を廃止したときは、その日から 10 日以内に都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。

また、図表 61 に示す事項を変更したときは、その日から 10 日以内（法人の登記事項証明書を添付すべき場合には 30 日以内）に都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。

（法第 14 条の 2 第 3 項又は第 14 条の 5 第 3 項において準用する第 7 条の 2 第 3 項）

図表 61 処理業者の変更届出事項（施行規則第 10 条の 10、第 10 条の 10 の 2、第 10 条の 23、第 10 条の 23 の 2）

変更事項	添付書類
1 住所、氏名又は名称の変更	① 個人の場合は、住民票の写し及びP65 図表 60 中の①に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 ② 法人の場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
2 次の事項の変更 (1) 法定代理人 (2) 役員 (3) 発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資者 (4) 政令で定める使用人	住民票の写し及びP65 図表 60 中の①に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 ① 法定代理人が法人の場合は、登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及びP65 図表 60 中の①に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 ② (3)に掲げる者が法人の場合は、登記事項証明書 法人の役員である場合は、登記事項証明書
3 事務所及び事業場の所在地（住所を除く。）	変更後の事務所及び事業場付近の見取図
4 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び構造又は規模	① 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに付近の見取り図 さらに、最終処分場においては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面 （法第 15 条第 1 項の許可を受けた施設を除く。） ② 所有権（所有権を有しない場合は使用権原）を有することを証する書類
5 積替え保管場所（収集運搬業）又は保管場所（処分業）に関する所在地、面積、取り扱う産業廃棄物の種類、保管上限、積上げ高さ制限	4 と同じ
6 処分する特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物及び廃石綿等を除く。）の性状の分析を行う者	性状の分析について、十分な知識及び技能を有する者であることを証する書類
7 収集運搬業の許可を受けた都道府県知事の管轄区域内における積替え許可の有無	積替え許可に係る収集運搬業の許可証の写し ※都道府県への届出

(2) 欠格要件該当届

産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者は、欠格要件（P65 図表 60 中の②～⑦、⑩～⑫（①、⑧、⑨に係るものを除く。））に限る。）のいずれかに該当するに至ったときは、その日から 2 週間以内に都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。（法第 14 条の 2 第 3 項又は第 14 条の 5 第 3 項において準用する第 7 条の 2 第 4 項）

また、産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者若しくはこれらの者の法定代理人、役員又は使用人が精神機能の障害を有する状態となり、廃棄物処理業務の継続が著しく困難となったときは、遅滞なく都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。（法第 14 条の 2 第 3 項又は第 14 条の 5 第 3 項において準用する第 7 条の 2 第 5 項）

5 優良産廃処理業者認定制度

(1) 制度の目的

この制度は、平成 22 年の法改正によって創設され、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事（政令市は市長）が認定し、通常 5 年である産業廃棄物処理業の許可の有効期間を 7 年とするなどの特例を付与するとともに、産業廃棄物の排出事業者が優良認定業者に処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的としています。

ただし、次の点に注意してください。

- ① あくまでも優良基準への適合性を認定するものであり、優良認定業者が不法行為や不適正処理を行わないことを保証するものではないこと。
- ② 優良認定業者への処理委託によって排出事業者の責務が免除されるものではなく、排出事業者自らの判断で処理業者を選定する必要があること。

(2) 制度のメリット

この制度を活用することにより、産業廃棄物処理業者には、次のようなメリットがあります。

① 許可証等を活用した P R

優良認定業者には、優良な産業廃棄物処理業者である旨が記載された許可証が交付されるとともに、産廃情報ネット (<https://www2.sanpainet.or.jp>) など、インターネット上でその情報が広く公表されます。

また、排出事業者は、優良認定業者への処理委託を積極的に行うことにより、環境に配慮した事業活動を行っていることをアピールできます。

② 許可の有効期間の延長

優良認定業者については、通常 5 年である産業廃棄物処理業の許可の有効期間が 7 年となるため、許可の更新に関する事務負担の軽減につながります。

③ 財政投融资における優遇

株式会社日本政策金融公庫においては、中小企業が産業廃棄物の処理に関連する施設を取得するために必要な資金の融資を行っており、優良認定業者については、通常よりもさらに低利率で融資を受けることができます。

詳しくは、同公庫の相談センターに連絡するか、ホームページを参照してください。

TEL 0120-154-505（相談センター）

URL https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html

④ 廃プラスチック類の保管上限の引き上げ

優良認定業者（処分業）については、処分又は再生のために廃プラスチック類を保管する場合、その保管上限を従前の 2 倍とする措置が講じられています。（P19 図表 22 参照）

⑤ 新型インフルエンザ等まん延時に処理が滞った産業廃棄物の保管上限の引き上げ

優良認定業者（処分業）については、施行規則第 7 条の 8 第 1 項第 7 号及び同条第 3 項に係る産業廃棄物の処分又は再生のために保管する場合であって、新型インフルエンザ等による当該処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により行う保管であるときは、その保管上限を拡大する措置が講じられています。（P19 図表 22 参照）

(3) 優良基準

優良認定を受けるためには、次の①～⑤すべての基準に適合している必要があります。

① 遵法性

従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間又は当該有効期間を含む連続する5年間のいずれか長い期間において、特定不利益処分を受けていないこと。

② 事業の透明性

法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業の許可内容、処理施設の能力及び維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。

③ 環境配慮の取組

ISO14001、エコアクション21等の認証制度による認証を受けていること。

④ 電子マニフェスト

電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。

⑤ 財務体質の健全性

ア 直前3年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること。

イ 次のいずれかに該当すること。

- ・ 直前3年の各事業年度のうち、いずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。
- ・ 前事業年度における営業利益金額等が零を超えること。

ウ 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること。

エ 産業廃棄物処理業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料を滞納していないこと。

(4) 申請方法

産業廃棄物処理業の更新許可申請に併せて、都道府県知事（政令市は市長）に申請を行ってください。

なお、申請にあたっては、事業の透明性に関する情報を一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表するなど、留意事項が多いため、よく確認してください。

詳しくは、広島市ホームページをご覧くださいとともに、環境省が「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」を作成していますので、参考にしてください。

(5) 優良認定業者情報の公表

優良認定業者の情報は、広島市ホームページでも公表しています。

URL <https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/100/13554.html>

6 処理業者の責務

(1) 処理基準の遵守

産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物の収集運搬又は処分を行わなければなりません。（法第 14 条第 12 項）

また、特別管理産業廃棄物処理業者は、特別管理産業廃棄物処理基準に従い、特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分を行わなければなりません。（法第 14 条の 4 第 12 項）

産業廃棄物処理基準及び特別管理産業廃棄物処理基準については、「第 2 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理」（P11～45）を参照してください。

(2) 処理困難に伴う通知

産業廃棄物処理業者は、現に委託を受けている産業廃棄物の収集運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が生じたときは、10 日以内に、その旨を委託者に書面で通知しなければなりません。（法第 14 条第 13 項）

また、特別管理産業廃棄物処理業者は、現に委託を受けている特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が生じたときは、10 日以内に、その旨を委託者に書面で通知しなければなりません。（法第 14 条の 4 第 13 項）

なお、当該通知を行った場合、産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者は、その写しを 5 年間保存しなければなりません。（法第 14 条第 14 項、第 14 条の 4 第 14 項）

(3) 受託の禁止

産業廃棄物収集運搬業者以外の者は産業廃棄物の収集運搬を、産業廃棄物処分業者以外の者は産業廃棄物の処分を、それぞれ受託してはいけません。（法第 14 条第 15 項）

また、特別管理産業廃棄物収集運搬業者以外の者は特別管理産業廃棄物の収集運搬を、特別管理産業廃棄物処分業者以外の者は特別管理産業廃棄物の処分を、それぞれ受託してはいけません。（法第 14 条の 4 第 15 項）

(4) 再委託基準の遵守

産業廃棄物収集運搬業者は産業廃棄物の収集運搬又は処分を、産業廃棄物処分業者は産業廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはいけません。（法第 14 条第 16 項）

また、特別管理産業廃棄物収集運搬業者は特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分を、特別管理産業廃棄物処分業者は特別管理産業廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはいけません。（法第 14 条の 4 第 16 項）

ただし、排出事業者から委託を受けた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分を、政令で定める再委託の基準に従って委託する場合等に限り、他人に委託することができます。

政令で定める再委託の基準は、図表 62 のとおりです。

図表 62 処理業者の再委託基準（施行令第6条の12、第6条の15）

1 再委託基準

- (1) あらかじめ、再委託しようとする者（再受託者）及びその再委託が委託基準（P48 図表 44 の 1）に適合するものであることを排出事業者に対して明らかにし、排出事業者から書面による承諾を受けていること。
- (2) 再受託者に当該産業廃棄物を引き渡す際には、その受託に係る契約書に記載されている事項（廃棄物の種類及び数量など）を記載した文書を交付すること。
- (3) 環境大臣の許可を受けて輸入された廃棄物の処分又は再生を委託しないこと。
- (4) 他人の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等を業として行うことができる者であって、当該産業廃棄物の運搬又は処分等がその事業の範囲に含まれるものに再委託すること。
- (5) 再委託契約は書面により行い、P49 図表 45 中の 1 に示す事項を記載し、図表 45 中の 2 に示す書面を添付すること。
また、契約書は契約終了日から 5 年間保存すること。
- (6) 特別管理産業廃棄物の場合には、あらかじめ、再委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿及び取り扱う際に特に注意すべき事項を再受託者に対して文書で通知すること。

2 承諾に係る書面の記載事項

承諾に係る書面には、次の事項が記載されていること。

- (1) 委託した産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量
- (2) 受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号
- (3) 承諾の年月日
- (4) 再受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号

(5) マニフェストの回付及び返送

排出事業者からマニフェストの交付を受けた収集運搬業者は、運搬が終了した後に処分業者にマニフェストを回付し、収集運搬業者からマニフェストの回付を受けた処分業者は、処分が終了した後に排出事業者にもマニフェストを返送します。（P54 図表 48 参照）

受託者がやむを得ず再委託する場合には、再受託者に当該産業廃棄物を引き渡す際、排出事業者から交付されたマニフェストも引き渡してください。また、再受託者は、受託者の氏名など必要事項を訂正し、処理が終了した後にマニフェストを回付又は返送してください。

(6) 名義貸しの禁止

産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者は、自己の名義をもって、他人に産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分を業として行わせてはいけません。（法第 14 条の 3 の 3、第 14 条の 7）

(7) 帳簿の記載及び保存義務

産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者は、帳簿を備え、図表 63 に掲げる事項を記載するとともに、1 年ごとに取りまとめて 5 年間保存しなければなりません。（法第 14 条第 17 項、第 14 条の 4 第 18 項）

図表 63 処理業者の帳簿記載事項（施行規則第 10 条の 8、第 10 条の 21）

区分	帳簿記載事項	記載期限
収集運搬を行う場合	① 収集又は運搬年月日	翌月末まで
	② 交付されたマニフェストごとの交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	交付された日から 10 日以内
	③ 受入先ごとの受入量	翌月末まで
	④ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量	
	⑤ 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量	
運搬を委託する場合（2次処理）	① 委託年月日	翌月末まで
	② 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号	産業廃棄物の引渡しまで
	③ 交付したマニフェストごとの交付年月日及び交付番号	
	④ 運搬先ごとの委託量	翌月末まで
処分を行う場合	① 受入れ又は処分年月日	翌月末まで
	② 交付又は（収集運搬業者から）回付されたマニフェストごとの交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	交付又は回付された日から 10 日以内
	③ 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量	翌月末まで
	④ 処分した場合には、処分方法ごとの処分量	
	⑤ 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量	
処分を委託する場合（2次処理）	① 委託年月日	翌月末まで
	② 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号	産業廃棄物の引渡しまで
	③ 交付したマニフェストごとの交付年月日及び交付番号	
	【1次マニフェスト、2次マニフェストともに紙の場合】	
	④ 交付したマニフェストごとの、受け入れた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に係るマニフェストの交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	
	【1次マニフェストが電子、2次マニフェストが紙の場合】	
	⑤ 交付したマニフェストごとの、受け入れた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号	
	【1次マニフェストが紙、2次マニフェストが電子の場合】	
⑥ 情報処理センターへの登録ごとの、受け入れた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に係るマニフェストの交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号		
【1次マニフェスト、2次マニフェストともに電子の場合】		
⑦ 情報処理センターへの登録ごとの、受け入れた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号		
⑧ 受託者ごとの委託の内容及び委託量	翌月末まで	

※ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を記載すること。

※ 2次処理とは、中間処理後の廃棄物を処理することをいいます。

(8) 事業の廃止等に伴う通知

産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の全部又は一部を廃止した者であって、当該事業に係る産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理を終了していないものは、10 日以内に、その旨を委託者に書面で通知しなければなりません。（法第 14 条の 2 第 4 項、第 14 条の 5 第 4 項）

また、許可を取り消された者であって、当該許可に係る産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理を終了していないものは、10 日以内に、その旨を委託者に書面で通知しなければなりません。（法第 14 条の 3 の 2 第 3 項、第 14 条の 6）

なお、当該通知を行った者は、その写しを 5 年間保存しなければなりません。（法第 14 条の 2 第 5 項、第 14 条の 3 の 2 第 4 項、第 14 条の 5 第 5 項、第 14 条の 6）